

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と当麻町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1イの表消費生活相談事業の項の次に次のように加える。

無料法律相談事業	取組の内容	圏域住民の生活の安定と質の向上を図るため、圏域住民が弁護士による法律相談を無料で受けることができる体制を整備する。
	甲の役割	圏域住民に対し、弁護士による法律相談を行う。
	乙の役割	当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

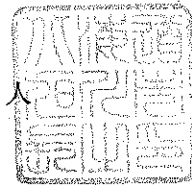
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年1月8日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長 西川 将 人



上川郡当麻町3条東2丁目11番1号

乙 当麻町

当麻町長 菊川 健

